

ていなかった外国法人であつて、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。以下この項において同じ。）が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した債券の利子のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものについては、所得税法第六十一条第一項第八号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなす。

二 旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人により同日前に国外において発行された債券（当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるものについては、租税特別措置法第六条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

三 割引債（租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償還金に係る同項第三号に規定する差益金額（旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設

設を有していなかった外国法人の同日前に発行した割引債の償還金の額のうち当該新恒久的施設を通じ
て行う事業に係るものとして政令で定める金額に係るものに限る。）については、同条の規定は、適用
しない。

四 旧恒久的施設を有していなかった外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有するこ
ととなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国法人の同日前に発行した割引債（租
税特別措置法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償
還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この号において同じ。）のうち当該新恒久的施設を通じ
て行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、同項の規定により所得税法第六十一条第
一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなす。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定
の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行

われる合併及び同項の分割型分割について適用する。

(個人の返品調整引当金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧所得税法第五十三条第一項に規定する事業（以下この項及び第三項において「対象事業」という。）を営む個人（この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける個人を含む。第三項において「経過措置個人」という。）の平成三十年から平成四十二年までの各年分の事業所得の金額の計算については、同条（旧所得税法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十四年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金額」と、平成三十五年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、平成三十六年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、平成三十七年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、平成三十八年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、平成三十九年

分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、平成四十年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の三に相当する金額」と、平成四十一年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の二に相当する金額」と、平成四十二年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十三条第一項の規定により平成四十二年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額は、平成四十三年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 旧所得税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた個人（経過措置個人を除く。）の平成二十九年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、平成三十年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第六条 新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる株式交換について適用し、施行日前行われた株式交換については、なお従前の例による。

(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置)

第七条 新所得税法第五十八条第一項の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項の交換について適用し、個人が同日前行った旧所得税法第五十八条第一項の交換については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に関する経過措置)

第八条 施行日前に旧所得税法第六十五条第三項に規定する延払条件付販売等（以下この条において「延払条件付販売等」という。）に該当する旧所得税法第六十五条第一項に規定する資産の販売等（新所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。）を行った個人（施行日前に行われた延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の平成三十年から平成三十五年までの各年分の事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条（特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧所得税法第六十五条第一項の規定

により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法(第一号、次項及び第七項において「旧効力所得税法」という。)第六十五条第一項本文(旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第七項において同じ。)の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額(当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。)は、当該各号に定める年(次項及び第四項において「基準年」という。)の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき平成三十年から平成三十五年までの各年において旧効力所得税法第六十五条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合、その経理しなかった年

二 当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額のうち、平成三十五年までの各年分の事業所得の

金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかったものがある場合 平成三十六年

3 旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収入金額が当該特定資産の販売等に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える年にあつては、同号に掲げる金額）を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該未計上収入金額及び未計上経費額を百二十で除し、これにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収入金額及び未計上経費額

ロ イに掲げる金額のうちその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額

4 前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6 第三項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7 旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(分配時調整外国税相当額控除に関する経過措置)

第九条 新所得税法第九十三条の規定は、居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(外国税額控除に関する経過措置)

第十条 新所得税法第九十五条第七項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(確定所得申告を要しない場合に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百一十一条第三項の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非居住者に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第六十二条第二項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置)

第十三条 新所得税法第六十五条の五の三の規定は、恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置)

第十四条 新所得税法第六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十五条 新所得税法第九十条及び別表第二から別表第五までの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(次項において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十五条の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同条第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書について適用する。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置)

第十六条 新所得税法第九十八条第七項の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新所得税法第九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

(源泉徴収等を要しない公的年金等に関する経過措置)

第十七条 新所得税法第二百三条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第十八条 新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終

了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格合併等の定義に関する経過措置)

第二十条 新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四及び第十二号の十六から第十二号の十八までの規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

(外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第二条第十二号の十九の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人(平成三十年十二月三十一日において第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。))第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設(以下この項において「旧恒久的施設

設」という。)を有していた外国法人であつて、新法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設(以下この項及び次項において「新恒久的施設」という。)に該当するものを有していなかったものをいう。)又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人(同日において旧恒久的施設を有していなかった外国法人であつて、新恒久的施設に該当するものを有していたものをいう。次項において同じ。)に係る法人税法、地方法人税法及び租税特別措置法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>法人税法第十条の 三第三項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人</p>	<p>旧恒久的施設を有していた外国法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号。以下「改正法」という。)附則第二十一条第二項(外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置)に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。以下同じ。)</p>
<p>当該</p>	<p>当該旧恒久的施設を有していた</p>	

	なる日	なる日の前日
法人税法第十条の 三第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していなかつた外国法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）
	において恒久的施設	において改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九（定義）に規定する恒久的施設（以下「旧恒久的施設」という。）
法人税法第十四条 第一項第二十三号	当該外国法人 恒久的施設を有しない	当該恒久的施設を有しない外国法人 旧恒久的施設を有していなかつた
法人税法第十四条	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた

第一項第二十四号	なつた日まで の翌日から	なつた日の前日まで から
法人税法第四百十 二条の八第一項	恒久的施設を有する 恒久的施設の 日の	旧恒久的施設を有していた 旧恒久的施設の 日の前日の
法人税法第四百十 四条の三第一項	恒久的施設に 、当該 恒久的施設を有する外国法人 である	旧恒久的施設を有していた 、当該旧恒久的施設を有していた 旧恒久的施設を有していた外国法人である
法人税法第四百十 四条の六第一項	(恒久的施設 恒久的施設を有する (当該	(旧恒久的施設 旧恒久的施設を有していた (当該旧恒久的施設を有していた
法人税法第四百十	恒久的施設を有する	旧恒久的施設を有していた

<p>四條の七及び第百四十四條の八</p>		
<p>法人税法第百四十九條第一項</p>	<p>恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が恒久的施設</p>	<p>旧恒久的施設を有していなかつた外国法人である普通法人が恒久的施設</p>
<p>地方法人税法第九條第三項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）附則第二十一條第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人</p>
<p>租税特別措置法第六十八條の三の四第三項</p>	<p>恒久的施設を有する外国法人</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第二十一條第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人</p>
<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該旧恒久的施設を有していた</p>

	なる日	なる日の前日
租税特別措置法第六十八條の三の四 第四項	有しない外国法人	有しない外国法人（改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していないかつた外国法人を含む。以下この項において同じ。）
	において	において改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十九に規定する
	当該	当該恒久的施設を有しない

3 第一項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合において、旧恒久的施設を有していなかつた外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつたときにおける当該旧恒久的施設を有していなかつた外国法人の同日前に発行した割引債（租税特別措置法第四十条の十二の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（租税特別措置法第六十七條の十七第四項に規定する償還差益をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、租税特別措置法第六十七

条の十七第四項の規定により法人税法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により新法人税法第二条第十二号の十九の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額に関する経過措置)

第二十二条 新法人税法第二十四条第三項の規定は、施行日以後に行われる合併及び分割型分割について適用する。

(分配時調整外国税相当額の損金不算入に関する経過措置)

第二十三条 新法人税法第四十一条の二の規定は、内国法人が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る新法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する経過措置)

第二十四条 新法人税法第五十条第一項の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項の交

換について適用し、法人が同日前に行った旧法人税法第五十条第一項の交換については、なお従前の例による。

(法人の返品調整引当金に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に旧法人税法第五十三条第一項に規定する対象事業（以下この項及び第四項において「対象事業」という。）を営む法人（この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける法人を含む。以下この項及び第四項において「経過措置法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（平成四十二年三月三十一日以前に開始する事業年度に限る。）の所得の金額（経過措置法人以外の法人で施行日の属する事業年度の施行日前の期間内に対象事業を移転する同条第四項に規定する適格分割等を行ったものの当該事業年度の所得の金額を含む。）の計算については、同条（旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金

額」と、同年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、同年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の四に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成四十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。